

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和8年5月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和8年5月14日